

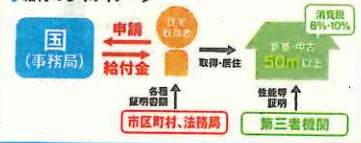
ポイント

- 新築/中古、住宅ローン利用/現金取得のいずれも対象(現金取得の場合は追加要件あり)
- 申請は、取得住宅を所有している人(持分保有者)単位で
- 給付額は、収入と取得住宅の持分割合に応じて
- 入居後すぐに申請可(確定申告とは別に行う)。申請期限は引渡しから1年3ヶ月以内
- 平成31年6月までに引渡し・入居した住宅が対象

自らが居住する住宅の取得に際し、給付金が支払われる制度です。
 新築住宅はもちろん、中古住宅も対象となります。
 ただし、指定の検査を受けるなど、住宅の品質や耐震性等が確認できることが条件です。

※経過措置が適用され、消費税率5%で引渡された住宅は対象外です。

給付のしくみイメージ



1 給付額

住宅取得者の取得時に適用される消費税率に応じ設定されています。

収入額(都道府県民税の所得割額)によって給付基礎額が決まり、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じた額(千円未満切り捨て)で給付されます。

給付額 = 給付基礎額 × 持分割合

収入額の目安(都道府県民税の所得割額)によって決定

建物の登記事項証明書(権利部)で確認します。

収入の確認方法 | 市区町村が発行する課税証明書※1に記載される都道府県民税の所得割額で確認します。

※1.個人住民税の課税証明書、発行市区町村により、名称が異なる場合があります。

消費税率8%の場合

収入額の目安	都道府県民税の所得割額※2	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	20万円
475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	10万円

消費税率10%の場合

収入額の目安	都道府県民税の所得割額※2	給付基礎額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	40万円
525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	30万円
600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	20万円
675万円超775万円以下	14.06万円超17.26万円以下	10万円

※2.神奈川県は他の都道府県と住民税の税率が異なるため、収入額の目安は同じですが、所得割額が上表と異なります。詳しくは、すまい給付金制度のホームページをご確認ください。

注:現金取得者の収入額(目安)の上限650万円に相当する所得割額は13.30万円です。

夫婦(妻は収入なし)及び中学生以下の子どもが2人のモデル世帯において住宅取得する場合の夫の収入額の目安です。

住宅取得者	持分割合	居住の有無	給付基礎額	給付額
ご主人	50%	有	20万円	10万円 (=20万円×50%)
奥様	30%	有	30万円	9万円 (=30万円×30%)
父親	20%	無	30万円	給付なし (居住していないため)

*ご主人・奥様はそれぞれ申請が必要。

給付額は、すまい給付金ホームページでかんたんに確認できます
<http://sumai-kyufu.jp>

もらえる給付金額が
 サツと計算できる
 シミュレーションはこちらから。
 計算してみる

2 対象となる住宅

対象となる住宅の要件は、新築住宅と中古住宅で異なります。なお、現金取得の場合は、追加要件を満たす必要があります。

	新築住宅 ^{※1}	中古住宅
住宅ローン ^{※2} 利用者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 自らが居住する ● 床面積が50㎡以上 ● 工事中の検査により品質が確認された次の住宅 ①住宅瑕疵担保責任保険^{※3}に加入 ②建設住宅性能表示制度^{※4}を利用等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 売主が宅地建物取引業者である ● 自らが居住する ● 床面積が50㎡以上 ● 売買時等の検査により品質が確認された次の住宅 ①住宅瑕疵担保責任保険^{※3}に加入 ②既存住宅性能表示制度^{※4}を利用(耐震等級1以上に限る) ③建設後10年以内で、新築時に住宅瑕疵担保責任保険に加入または建設住宅性能表示制度を利用
現金取得者の追加要件	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて <ul style="list-style-type: none"> ● フラット35Sの基準^{※3}を満たす ● 50歳以上(住宅を引渡された年の12月31日時点) ● 収入額の目安が650万円以下(都道府県民税の所得割額が13.30万円以下) 	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて <ul style="list-style-type: none"> ● 50歳以上(住宅を引渡された年の12月31日時点) ● 収入額の目安が650万円以下(都道府県民税の所得割額が13.30万円以下)

※1.新築住宅は、工事完了後1年以内、かつ居住状態のない住宅 ※2.住宅ローンとは、住宅取得のために金融機関等から行った償還期間が5年以上の借入を言います。

※3.耐震性(先震住宅)、省エネルギー性、バリアフリー性または耐久性及び可変性のいずれかに優れた住宅 ※4.中古住宅の検査と保証がセットになった保証

マイホームを買った人も
 これから買う人も

ご存知ですか?

最大30万円が受け取れる
 (消費税率8%時)
「すまい給付金」 入居後の申請をお忘れなく!



「すまい給付金」2つのポイント

収入に応じて最大30万円がもらえます
 (消費税率8%時)

入居後すぐに申請ができます

申請期限は引渡しから1年3ヶ月以内です。(当面の間)

※住宅ローン減税と併用できます。あわせてご確認ください。

「わたしは
 もらえるの?」
 といった素朴な疑問
 から、申請書の入手方法
 記入サポートまで
 何でもお応え
 します。

申請には要件があります。ナビダイヤルまでお気軽にお問い合わせください。

ナビダイヤル (通話料が
 かかりません) **0570-064-186** PHSや一部の
 IP電話からは
 045-330-1904

(受付時間:9時~17時 ※土・日・祝含む) すまい給付金事務局...<http://sumai-kyufu.jp>